

原 安 第 705 号
令和5年(2023年)2月14日

玄海原発の廃炉問題を考える会 代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

要望質問書への回答について

2022年12月22日付けで提出のあった要望質問書については、別紙のとおり回答します。

2022年12月22日付け要望質問書への回答

1. 乾式貯蔵施設が使用済み核燃料の半永久的な保管場所（核のゴミ捨て場）にならない保障を！

知事は玄海原発の使用済み核燃料の搬出先である六ヶ所再処理工場の完成の見込みがないにもかかわらず、完成は国と事業者の責任であるとして、半永久的な保管場所（核のゴミ捨て場）になる乾式貯蔵施設の設置を3月24日に事前了解されました。

しかし、9月7日には六ヶ所再処理工場の完成時期は26回目の延期と発表され、今回は竣工時期を明示することも出来ていません。

このように完成時期がいつになるか分からない状況では、責任が国と事業者にあると言っても、完成しなければ乾式貯蔵施設で半永久的に保管されることとなりますから、佐賀県には半永久的な保管場所にならない保障が必要です。

第9回県原子力安全専門部会資料9-2令和3年7月原子力規制庁2ページには、2023年に再処理工場が完成して処理開始後に乾式貯蔵施設の設置工事に着工することになっています。

乾式貯蔵施設設置工事の着工は2025年とされていますが、六ヶ所再処理工場が完成、本格稼働するまで設置工事に着工しないことを九州電力に約束させてください。

(答)

- 原子力発電所で発生する使用済み燃料については、これを「再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する」ことが国の基本の方針とされています。
- 九州電力は、この基本の方針に従って、使用済み燃料を一定期間冷却した後、再処理工場に搬出する方針であり、原子力規制委員会も審査の中で確認しています。
- 核燃料サイクルについては、国と事業者が責任を持って進め、それぞれがきちんと責任を果たすべきと考えています。
- 国に対しては、これまで政策提案などを通じて、使用済み燃料対策は国が責任を持って進めていくよう強く申し入れを行ってきており、今後も機会を捉えて求めていきます。

2. 戦時下の原子力損害賠償について

- ① 原子力損害賠償法では、第3条但し書き「その損害が異常に巨大な天災地変、又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りではない（原子力事業者は賠償する責めを負わない）」とあるので、原発の戦争、武力攻撃での重大事故では被災者は全く賠償されない可能性があります。「戦争被害受任論」の法理は戦争という国の存亡をかけた非常事態のもとでは、すべての国民は多かれ少なかれ生命、身体、財産の被害を余儀なくされるが、それは国民が等しく受任しなければならないやむを得ない犠牲であり、国家は被害を補償する法的義務を負わない、と考えられています。

県は11月議会で同じ法律の第17条に、3条1項の但し書きの場合には国が「被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする」と定められており、国が必要な対応措置を講ずることになっていると答弁されています。

しかし、17条では被災者の「救助」は定められていますが、救助は賠償とは異なるので、17条で賠償されるとは言えないのではありませんか。救助に賠償の意味があれば、説明してください。

- ② 17条では賠償されないと思われるので、少なくともだれがどう賠償するのかを定めた特別法を作る必要があります。知事は原発立地県の知事として特別法の必要性をどうお考えですか。

- ③ 国が責任を持つ少なくとも福島原発事故の損害賠償と同様の補償は行われるのでしょうか。内閣府に確認して回答してください。

(答)

- 「原子力損害の賠償に関する法律」の第17条では、同法第3条のただし書きの場合が生じた場合は、国が「被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要なあらゆる措置を講ずるようにするものとする」と定められています。
- この「被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要なあらゆる措置」の具体的な内容について、国は、実際に個別の災害が発生した際に、その状況に応じて必要な措置を講じる、としています。
- 国には、そもそも武力攻撃のような事態に陥ることがないように、外交等のあらゆる取組を通じて、武力攻撃の抑止に努めていただきたいと思います。

3. ミサイル攻撃による原発の破局的事故が発生した場合の避難について

- ① 知事は原発の武力攻撃による災害の対処については、避難計画についても佐賀県国民保護計画の中で地域防災計画の定めと同様とすることを定めていると答弁されています。しかし、放出される放射能の量と拡散するスピードは明らかに異なります。

県の地域防災計画（原子力災害編）は、福島原発事故（例、震災発生から23時間後、北西5.6キロの双葉町上羽鳥のモニタリングポストで1時間当たり4.6ミリシーベルトを記録）を教訓にして作成されています。5キロ圏内の方は放射能の拡散を考えて23時間以内に30キロ圏外に脱出できれば、被曝しないという考えです。

九電の重大事故シナリオ（1次冷却材配管の大破断による冷却材喪失事故＋緊急炉心冷却装置注入失敗＋格納容器スプレイ注入失敗）では事故から22分で炉心溶融、約84分で原子炉容器が破壊するとされています。

ミサイル攻撃で考えられる、攻撃と同時に大量の放射能が放出、拡散される最悪の事故シナリオはどのようなものですか。

その場合、避難計画作成の要件として必要ですが、放射能はどのような経過で、どのくらい放出されると考えられていますか。

(答)

- 県地域防災計画（第4編 原子力災害対策）は、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえて策定された国の原子力災害対策指針に基づいて策定されたものであり、訓練の検証結果等を踏まえて毎年見直しを行っています。
- また、同計画では、災害の想定について、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努めることとしています。
- なお、原子力発電所へのミサイル攻撃に関して、原子力規制委員会の更田前委員長は、武力攻撃は規制基準の審査等において想定しておらず、対策を要求していない旨、発言されています。
- また、原子力発電所に対する武力攻撃については、「ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」によっても禁止されています。
- 国には、そもそも武力攻撃のような事態に陥ることがないように、外交等のあらゆる取組を通じて、武力攻撃の抑止に努めていただきたいと思います。

② ミサイル攻撃で考えられる最悪の事故シナリオに対応できる避難計画が必要になりますが、どう対応できるとお考えですか。安全に避難できますか。

(答)

- 仮に玄海原子力発電所がミサイルで攻撃を受けるような事態については、国防の問題であり、国民保護法に基づき対処することになります。
- この法律に基づき具体的な措置は、県国民保護計画の中で、県の地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて措置を講ずることを原則とすると定めています。

③ UPZ（原発から30キロ）外の県民はどこに避難して、ヨウ素剤はどこで受け取り、スクリーニング（放射能検査と除染）はどこで受けるのでしょうか。

(答)

- 災害時にはUPZ圏外の地域においても、国の指針を踏まえ、緊急時モニタリングにより空間線量を測定し、一定の放射線量が確認されれば、UPZと同様に避難等の防護措置を実施することになりますが、計画上避難先とされていても使用しない施設を避難先として活用していくこととしています。
- スクリーニング（避難退域時検査）については、避難元地域から避難先への避難ルート付近で会場を設営し、実施することとなります。
- 安定ヨウ素剤はスクリーニング（避難退域時検査）会場や避難所等での配布を検討しています。

④ 玄海原子力発電所で原子炉が破壊されるようなミサイル攻撃を受けた場合、安全に非難することは非常に困難なことを県民に周知してください。

(答)

- そもそも我が国がミサイルで攻撃を受けるような事態になるということ自体、万が一にもあってはならないことです。
- 武力攻撃のような事態に陥ることがないよう、国において外交等のあらゆる取り組みを通し、抑止に努めるべきと考えています。

4. 原発事故の稼働中と廃炉になった場合の違いについて

原発が稼働している場合の重大事故と廃炉になった場合の事故の危険性は、同じレベルとお考えですか。考えの根拠も示してください。

(答)

- 運転中の原子力発電所については、法令で運転に求められる基準が定められており、原子力規制委員会によりその基準への適合性が確認された上で運転されています。
また、廃止措置中の原子力発電所についても、法令で廃止措置段階に求められる基準が定められており、原子力規制委員会によりその基準への適合性が確認された上で廃止措置がなされています。
- なお、廃止措置中の原子力発電所では、原子炉から燃料集合体が全て取り出されていることから、炉心が損傷するような事故の発生はありません。
- また、玄海原子力発電所1、2号機では燃料集合体の冷却が進み、使用済燃料プールの冷却水が全て喪失したとしても重大事故にならないと評価されています。

5. カルテルについて

九州電力は2018年秋に電力販売で公正な競争を阻害するカルテルを結んでいたとして、公正委員会から独占禁止法違反で課徴金納付を命じられるようです。

九州電力のカルテルについて、知事はどのようにお考えですか。

知事は九電に「ウソをつかない」ことを約束させて、再稼働を容認されています。カルテルは再稼働容認を取り消さなければならない事態ではありませんか。

(答)

- 公正取引委員会から九州電力あてにカルテルに関する処分案の事前通知が行われたと聞いていますが、国において電力市場における公正かつ有効な競争の確保に取り組まれている中、そのような行為が行われたとすれば極めて残念なことです。今後の事態の推移を注視していきたいと考えています。
- 原子力発電は、何よりも安全が最優先であることから、九州電力に対しては、今後も全ての作業において安全を最優先に行っていただきたいと考えています。